

様式 1

事業報告書				
医療法人整理番号		01228		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	医療法人清和会		分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
	分類① 社団（出資持分あり）			
	分類② その他			
	分類③ 基金制度不採用			
	都道府県 熊本県			
	(2) 事務所の所在地	市区町村	熊本市中央区	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		町名・番地	水前寺5丁目2-22	
		建物名		
		従たる事務所の記載はこちら		
	(3) 設立認可年月日	昭和51年5月24日		
	(4) 設立登記年月日	昭和51年6月2日		
	(5) 理事長の氏名	姓		
		名		
	役員及び評議員の人数			理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附帯業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

[illegible]

1-(2) 従たる事務所の所在地			
	都道府県	市区町村	町名・番地
			建物名

様式 1 : 1-(5)

[illegible]

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務
(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

2-(1) 本来業務
(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務
(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

[illegible]

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

[illegible]

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 医療法人 清 和 会
所在地 熊本市中央区水前寺 5 丁目 2 番 2 2 号

※医療法人整理番号 0 1 2 2 8

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	6,685,302 千円
2. 負 債 額	5,941,267 千円
3. 純 資 産 額	744,035 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,902,194
B 固 定 資 産	4,783,108
C 資 産 合 計 (A + B)	6,685,302
D 負 債 合 計	5,941,267
E 純 資 産 (C - D)	744,035

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人清和会
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2-22

※医療法人整理番号 01228

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,902,194	I 流動負債	2,983,912
現金及び預金	955,227	買掛金	52,220
事業未収金	773,569	短期借入金	2,164,287
有価証券	103,118	短期リース債務	40,509
たな卸資産	13,915	未払金	305,315
短期貸付金	14,049	預り金	21,210
前払費用	26,590	未払法人税等	568
その他の流動資産	20,472	未払消費税等	3,121
貸倒引当金	-4,746	賞与引当金	122,161
		その他の流動負債	274,521
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	4,783,108	II 固定負債	2,957,355
1 有形固定資産	4,638,011	長期借入金	2,423,699
建物	2,645,922	長期リース債務	4,217
構築物	31,320	長期未払金	128,408
医療用器械備品	56,571	退職給付引当金	388,773
その他の器械備品	76,536	その他の固定負債	12,258
車両及び船舶	0		
土地	1,822,108		
有形リース資産	5,554		
その他の有形固定資産			
		負債合計	5,941,267
		純資産の部	
2 無形固定資産	44,035	科目	金額
ソフトウェア	42,597	I 出資金	33,117
その他の無形固定資産	1,438	II 積立金	704,950
その他の無形固定資産		繰越利益積立金	704,950
3 その他の資産	101,062	繰越利益積立金	
有価証券	22,772	その他積立金	
長期貸付金	21,362		
役員等長期貸付金	4,862		
長期前払費用	12,728		
その他の固定資産	39,492		
貸倒引当金	-154	III 評価・換算差額等	5,968
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	5,968
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
資産合計	6,685,302	純資産合計	744,035
		負債・純資産合計	6,685,302

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 医療法人清和会
所在地 熊本市中央区水前寺5丁目2-22

医療法人整理番号 01228

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			4,526,130
2 事業費用			
(1) 事業費	4,439,120		
(2) 本部費	0		4,439,120
本 来 業 務 事 業 利 益			87,010
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			488,051
2 事業費用			476,977
附帯業務事業利益			11,074
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事 業 利 益			98,084
II 事業外収益			
受取利息	2,008		
その他の事業外収益	50,475		52,483
III 事業外費用			
支払利息	54,474		
その他の事業外費用	1,000		55,474
経 常 利 益			95,093
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益	1,932		1,932
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失	2,944		2,944
税 引 前 当 期 純 利 益			94,081
法人税・住民税及び事業税	568		
法 人 税 等 調 整 額			568
当 期 純 利 益			93,513

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第四号

法人名 医療法人 清和会
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

※医療法人整理番号 0 1 2 2 8

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7年4月1日 至 令和 8年3月31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和7年3月31日 残高	33,117			611,437	611,437	940		940	645,494
会計年度中の変動額									
当期純利益				93,513	93,513				93,513
その他有価証券の 評価損益						5,028		5,028	5,028
会計年度中の変動額合計				93,513	93,513	5,028		5,028	98,541
令和8年3月31日 残高	33,117			704,950	704,950	5,968		5,968	744,035

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人 清和会

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

※医療法人整理番号	0	1	2	2	8
-----------	---	---	---	---	---

有形固定資産等明細表

		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却費 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	5,564,629	17,077	0	5,581,706	2,935,784	181,838	2,645,922
	構築物	183,206	4,000	3,822	183,384	152,064	4,037	31,320
	医療用器械備品	530,925	14,148	1,056	544,017	487,446	26,382	56,571
	その他器械備品	293,352	59,390	457	352,285	275,749	22,827	76,536
	車両及び船舶	51,453	0	1,210	50,243	50,243	114	0
	土地	1,822,108	0	0	1,822,108			1,822,108
	リース資産	11,992	5,623	0	17,615	12,061	2,867	5,554
	計	8,457,665	100,238	6,545	8,551,358	3,913,347	238,065	4,638,011
無形 固定 資産	ソフトウェア	84,759	19,490	0	104,249	61,652	17,435	42,597
	リース資産	17,180	0	0	17,180	17,180	1,145	0
	その他の無形固定資産	1,483	0	0	1,483	45	0	1,438
	計	103,422	19,490	0	122,912	78,877	18,580	44,035
その 他の 資産	長期貸付金	29,588	0	8,226	21,362			21,362
	役職員等長期貸付金	11,362	1,782	8,282	4,862			4,862
	投資有価証券	17,743	5,996	967	22,772			22,772
	長期前払費用	12,876	8,093	8,241	12,728			12,728
	その他の固定資産	36,476	3,257	395	39,338			39,338
	計	108,045	19,128	26,111	101,062			101,062

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人 清和会
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

※医療法人整理番号	0	1	2	2	8
-----------	---	---	---	---	---

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,600	4,900	438	4,162	4,900
賞与引当金	122,324	122,161	122,324	—	122,161
退職給付引当金	396,591	30,910	38,728	—	388,773

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は法人税法上の貸倒引当金の繰入限度額による洗替額であります。

様式第七号

法人名 医療法人 清和会
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

※医療法人整理番号	0	1	2	2	8
-----------	---	---	---	---	---

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,167,262	2,164,287	1.65	—
1年以内に返済予定の長期借入金	214,959	274,207	1.65	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,697,467	2,423,699	1.65	2043年1月
1年以内に返済予定の割賦未払金	41,553	39,172	—	—
割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く。）	95,645	128,408	—	2033年8月
1年以内に返済予定のリース債務	3,544	1,337	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	400	4,217	—	2031年9月
合 計	5,220,830	5,035,327	—	—

(注1) 長期借入金の返済予定は次のとおりであります。(単位 千円)

2027/4～2028/3	2028/4～2029/3	2029/4～2030/3	2030/4～2031/3
320,999	317,053	312,398	304,050

割賦未払金の返済予定は次のとおりであります。(単位 千円)

2027/4～2028/3	2028/4～2029/3	2029/4～2030/3	2030/4～2031/3
37,667	35,046	24,695	17,287

リース債務の返済予定は次のとおりであります。(単位 千円)

2027/4～2028/3	2028/4～2029/3	2029/4～2030/3	2030/4～2031/3
937	937	937	937

(注2) 割賦未払金及びリース債務の平均利率については、利子込み法によっているため、記載しておりません。

様式第八号

法人名 医療法人 清和会

※医療法人整理番号	0	1	2	2	8
-----------	---	---	---	---	---

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

有 価 証 券 明 細 表

〔債 券〕

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
東京海上円資産バランスファンド	17,400	16,412
熊本銀行パレットプラン	50,000	63,612
三菱UFJ積立ファンド	7,400	9,151
福岡銀行パレットプラン	10,000	13,943
計	84,800	103,118

〔その他〕

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	2,387	14,067
第一生命ホールディングス(株)	1,200	1,705
(株)熊本ホテルキャッスル	200	2,000
熊本企業開発(株)	10	5,000
計	3,797	22,772

様式第九の一号

法人名 医療法人 清和会

※医療法人整理番号	0	1	2	2	8
-----------	---	---	---	---	---

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	408,216	—	408,216	29,859	—	438,075
給与費	3,153,695	—	3,153,695	359,123	—	3,512,818
委託費	118,163	—	118,163	8,449	—	126,612
経費	288,942	—	288,942	35,005	—	323,947
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	470,104	—	470,104	44,541	—	514,645
計	4,439,120	—	4,439,120	476,977	—	4,916,097

法人名 医療法人 清和会

※医療法人整理番号	0	1	2	2	8
-----------	---	---	---	---	---

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清和会
理事長 東野裕司 殿

私（注1）は、医療法人清和会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月30日
医療法人 清和会
監事 古川 裕久

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

独立監査人の監査報告書

令和8年7月8日

医療法人清和会
理事会 御中

庄田公認会計士事務所
熊本県熊本市
公認会計士

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人清和会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、

監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上